

1. 板橋ロイヤルケアセンター 通所リハビリテーション 料金表

2021年4月1日

①基本料金（円）／一回あたり *施設規模：大規模通所リハビリテーション費Ⅰ

1時間以上2時間未満サービス

要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
401	802	1,203	436	871	1,306	468	935	1,402	500	999	1,499	534	1,068	1,602

6時間以上7時間未満サービス

要介護1			要介護2			要介護3			要介護4			要介護5		
1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
771	1,541	2,311	915	1,830	2,744	1,058	2,116	3,174	1,224	2,447	3,670	1,390	2,780	4,170

②各種加算（円）

加算項目		1割	2割	3割	算定頻度	概要
理学療法士等体制強化加算		34	67	100	日	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置している場合
入浴介助加算（Ⅰ）		45	89	134		入浴介助を行った場合
入浴介助加算（Ⅱ）		67	134	200		居室を訪問し、個別の入浴計画を作成し入浴介助を行った場合
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満	14	27	40	回	常時、理学療法士、作業療法士。言語聴覚士の合計数が、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合
	4時間以上5時間未満	18	36	54		
	5時間以上6時間未満	23	45	67		
	6時間以上7時間未満	27	54	80		
	7時間以上8時間未満	31	62	93		
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ【6月以内】		622	1,244	1,865	月	医師は詳細な指示を行い、指示内容を記録する リハビリテーション会議を開催して、利用者の状況等を構成員と共有し、会議内容を記録する 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催しリハビリテーション計画書を見直しPT、OT又はSTが、介護支援専門員に対し情報提供を行うとともにPT、OT又はSTが利用者の居室を訪問し、その家族に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと リハビリテーション計画について、計画作成に関与したPT、OT又はSTが説明し、同意を得るとともに、医師へ報告した場合
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ【6月超】		267	533	800		
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ【6月以内】		659	1,317	1,975		上記(A)イに加え、利用者毎の訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ【6月超】		303	606	909		
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ【6月以内】		922	1,843	2,764		上記(A)イに加え、リハビリテーション計画について、医師が利用者又は家族に対して説明し、同意を得た場合
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ【6月超】		567	1,133	1,699		
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ【6月以内】		958	1,916	2,874		上記(B)イに加え利用者毎の訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ【6月超】		603	1,206	1,809		
短期集中個別リハビリ加算		123	245	367	日	退院（所）後3ヶ月以内について、概ね1週間に2日以上実施するとともに、1日に20分以上個別のリハビリを2回以上（計40分）行った場合
認知症短期集中リハビリ加算Ⅰ		267	533	800	日	認知症であると医師が判断した者に、退院（所）日又は通所開始日より3ヶ月以内に個別のリハビリを概ね1週間に2日実施した場合
認知症短期集中リハビリ加算Ⅱ		2,132	4,263	6,394	月	退院・退所の月または通所開始月から3ヶ月以内に集中的な認知症リハビリを行います(月4回以上、リハビリマネジメントⅡ～Ⅳのいずれかを算定)
生活行為向上リハビリ加算Ⅰ(開始月～6月以内)		1,388	2,775	4,163	月	生活行為の内容の充実を図るためのリハビリテーション実施計画を作成し、支援を行った場合
移行支援加算		14	27	40	日	通所リハビリテーション終了者のうち指定通所介護等を実施した者の占める割合が100分の3を超えている場合等
若年性認知症利用者受入加算		67	134	200	日	若年性認知症の利用者を個別の担当者を定めて受け入れた場合
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ		23	45	67	回	当該事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔・栄養状態について確認を行い、その状態に関する情報を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		6	11	17		
口腔機能向上加算Ⅰ		167	333	500	回	口腔機能の低下している利用者等に対し、口腔機能改善のための計画を作成し、支援を行った場合月2回を限度に算定
口腔機能向上加算Ⅱ		178	356	533		
栄養アセスメント加算		56	111	167	月	栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応した場合
栄養改善加算		222	444	666	回	低栄養状態にある利用者に対して、栄養ケア計画を作成し、支援を行った場合

加算項目	1割	2割	3割	算定頻度	概要
重度療養管理加算	111	222	333	日	要介護3・4・5であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行なった場合
中重度者ケア体制加算	23	45	67		前年度または算定日の属する月の前3月間の利用者総数のうち、要介護3以上のものが占める割合が3割以上であること
自己送迎の場合の減算	▲53	▲105	▲157	片道	居宅と事業所との間の送迎を行わない場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	20	40	60	回	介護職員のうち介護福祉士の割合が70%以上又は勤続10年以上介護福祉士25%以上の場合
科学的介護推進体制加算	45	89	134	月	入所者・利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出し情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ					介護職員の賃金改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対してサービスを提供した場合
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ					介護職員の賃金改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対してサービスを提供した場合

2. 介護予防通所リハビリテーション 料金表

①基本料金（円）／ 一月あたり

要支援1			要支援2		
1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
2,279	4,558	6,837	4,439	8,878	13,317

②各種加算（円）

加算項目	1割	2割	3割	算定頻度	概要
若年性認知症利用者受入加算	267	533	800	月	若年性認知症の利用者を個別の担当者を定めて受け入れた場合
生活行為向上リハビリ加算（開始月から6月以内）	624	1,248	1,872	回	生活行為の内容の充実を図るためのリハビリテーション実施計画を作成し、支援を行った場合
運動機能向上加算	250	500	750		運動器の機能向上を目的とした計画を作成し、それに基づき個別的にリハビリテーション（運動機能向上サービス）を実施します
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	23	45	67		当該事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔・栄養状態について確認を行い、その状態に関する情報を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	6	11	17		
口腔機能向上加算Ⅰ	167	333	500	回	口腔機能の低下している利用者等に対し、口腔機能改善のための計画を作成し、支援を行った場合月2回を限度に算定
口腔機能向上加算Ⅱ	178	356	533		利用者毎の口腔機能改善管理指導計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
栄養アセスメント加算	56	111	167	月	栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じた場合
栄養改善加算	222	444	666	回	低栄養状態にある利用者に対して、栄養ケア計画を作成し、支援を行った場合
12月超減算 1	▲23	▲45	▲67	回	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合減算（要支援1の方が対象）
12月超減算 2	▲45	▲89	▲134		利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合減算（要支援2の方が対象）
運動機能向上加算	250	500	750		理学療法士等を中心に有償職員、介護職員等が協働して利用者の運動機能向上に係る個別の計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直しを一連の流れを実施した場合
選択的サービス複数実施加算Ⅰ1	533				運動機能向上サービス及び栄養改善サービスを実施した場合
選択的サービス複数実施加算Ⅰ2	533				運動機能向上サービスと口腔機能向上サービスを実施した場合
選択的サービス複数実施加算Ⅰ3	533				栄養改善サービスと口腔機能向上サービスを実施した場合
選択的サービス複数実施加算Ⅱ	777				運動機能向上サービス、栄養改善及び口腔機能向上サービスを実施した場合
事業所評価加算	134	267	400		選択的サービスを行う事業所の評価期間(1/1～12/31)において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上の場合、翌年度に毎月加算します
サービス提供体制強化加算Ⅰ	98	196	293		介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合（要支援1の方が対象）
サービス提供体制強化加算Ⅱ	196	391	586		介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合（要支援2の方が対象）
科学的介護推進体制加算	45	89	134	月	入所者・利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出し情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ					介護職員の賃金改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対してサービスを提供した場合
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ					介護職員の賃金改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が利用者に対してサービスを提供した場合

注) 【通所リハビリ・介護予防通所リハビリ共通】

介護保険に係わる金額は各項目別に1日(1回・1月)あたりの金額を出すため端数処理をしています。
また、利用回数等により実際の計算と負担額が変わることがあります。(地域区分：1級地、1単位＝11.1円)

3. その他実費利用料金

項目	備考	単位	金額
昼食代	6時間以上7時間未満サービスにて提供（おやつを含みます）	1食	710 円
教養娯楽費	個別的に行う行事、クラブ活動等で使用する材料費等 施設で用意するものをご利用いただく場合 (クラブ活動…書道・園芸・ゲーム・喫茶店 等)	1回	実費相当額
当日キャンセル料	6時間以上7時間未満サービスをお休みされる際、前日(23:59) までにご連絡がなかった場合は昼食代がかかります。	1回	710 円
オムツ使用料	尿取パット	1枚	30 円
	リハビリパンツ		120 円
	テープ止め		140 円
文書料	介護保険サービス受領証明書等	1通	1,100 円
健康管理費	予防接種料等	1回	その都度実費
行事費	納涼会における金券代等	1回	その都度実費

4. 要介護1～5の方の1ヶ月の目安金額例

注) あくまでも1ヶ月の目安となる金額を出すための端数処理をしています。実際には利用回数等により負担額が変わります。

【週1回(月4回)利用の場合】

通常の場合

区分	負担	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
A 1時間以上2時間未満 (短時間通所リハビリ)	1割	3,155 円	3,297 円	3,425 円	3,563 円	3,695 円
	2割	6,310 円	6,595 円	6,850 円	7,125 円	7,390 円
	3割	9,465 円	9,892 円	10,276 円	10,688 円	11,086 円
B 6時間以上7時間未満	1割	6,741 円	7,333 円	7,902 円	8,589 円	9,262 円
	2割	10,643 円	11,827 円	12,964 円	14,338 円	15,683 円
	3割	14,544 円	16,320 円	18,026 円	20,087 円	22,105 円

【A内訳】・基本サービス費 ・サービス提供体制強化加算Ⅰ ・中重度者ケア体制加算 ・リハビリマネジメント加算ⅢⅠ ・理学療法士等体制強化加算
・介護職員処遇改善加算Ⅰ ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

【B内訳】・基本サービス費 ・リハビリテーション提供体制加算 ・サービス提供体制強化加算Ⅰ ・中重度者ケア体制加算 ・入浴介助加算
・リハビリマネジメント加算Ⅰ ・介護職員処遇改善加算Ⅰ ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ ・昼食代

【週2回(月8回)利用の場合】

①短期集中個別リハビリ実施対象期間の場合

区分	負担	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
C 1時間以上2時間未満 (短時間通所リハビリ)	1割	#REF! 円	6,310 円	6,566 円	6,841 円	7,106 円
	2割	12,052 円	12,621 円	13,132 円	13,682 円	14,212 円
	3割	18,078 円	18,931 円	19,698 円	20,523 円	21,319 円
D 6時間以上7時間未満	1割	14,134 円	15,318 円	16,455 円	17,829 円	19,175 円
	2割	22,588 円	24,957 円	27,231 円	29,979 円	32,669 円
	3割	31,042 円	34,595 円	38,006 円	42,128 円	46,164 円

【C内訳】・基本サービス費 ・サービス提供体制強化加算Ⅰ ・短期集中個別リハビリ実施加算 ・中重度者ケア体制加算 ・理学療法士等体制強化加算
・リハビリマネジメント加算ⅢⅠ ・介護職員処遇改善加算Ⅰ ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

【D内訳】・基本サービス費 ・リハビリテーション提供体制加算 ・サービス提供体制強化加算Ⅰ ・短期集中個別リハビリ実施加算 ・入浴介助加算
・中重度者ケア体制加算 ・リハビリマネジメント加算Ⅰ ・介護職員処遇改善加算Ⅰ ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ ・昼食代

②通常の場合

区分	負担	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
E 1時間以上2時間未満 (短時間通所リハビリ)	1割	4,984 円	5,268 円	5,524 円	5,799 円	6,064 円
	2割	9,968 円	10,536 円	11,048 円	11,597 円	12,128 円
	3割	14,951 円	15,804 円	16,572 円	17,396 円	18,192 円
F 6時間以上7時間未満	1割	13,092 円	14,276 円	15,413 円	16,787 円	18,132 円
	2割	20,504 円	22,872 円	25,146 円	27,894 円	30,585 円
	3割	27,915 円	31,468 円	34,879 円	39,001 円	43,037 円

【E内訳】・基本サービス費 ・サービス提供体制強化加算Ⅰ ・中重度者ケア体制加算 ・リハビリマネジメント加算ⅢⅠ ・理学療法士等体制強化加算
・社会参加支援加算 ・介護職員処遇改善加算Ⅰ ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

【F内訳】・基本サービス費 ・リハビリテーション提供体制加算 ・サービス提供体制強化加算Ⅰ ・中重度者ケア体制加算 ・入浴介助加算
・リハビリマネジメント加算Ⅰ ・介護職員処遇改善加算Ⅰ ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ ・昼食代

【週3回(月12回)利用の場合】

①短期集中個別リハビリ実施対象期間の場合

区分	負担	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
G 6時間以上7時間未満	1割	21,006 円	22,782 円	24,488 円	26,548 円	28,567 円
	2割	33,491 円	37,044 円	40,455 円	44,577 円	48,613 円
	3割	46,489 円	51,818 円	56,935 円	63,117 円	69,172 円

【G内訳】・基本サービス費 ・リハビリテーション提供体制加算 ・サービス提供体制強化加算Ⅰ ・短期集中個別リハビリ実施加算 ・入浴介助加算
・中重度者ケア体制加算 ・リハビリマネジメント加算Ⅰ ・介護職員処遇改善加算Ⅰ ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ ・昼食代

②通常の場合

区分	負担	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
H 6時間以上7時間未満	1割	19,442 円	21,219 円	22,924 円	24,985 円	27,003 円
	2割	30,365 円	33,918 円	37,329 円	41,450 円	45,487 円
	3割	41,287 円	46,616 円	51,733 円	57,915 円	63,970 円

【H内訳】・基本サービス費 ・リハビリテーション提供体制加算 ・サービス提供体制強化加算Ⅰ ・中重度者ケア体制加算 ・入浴介助加算
・リハビリマネジメント加算Ⅰ ・介護職員処遇改善加算Ⅰ ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ ・昼食代

5. 要支援1・2の方の1ヶ月の目安金額例

区分	負担	要支援 1	要支援 2
A 1時間以上2時間未満 (短時間通所リハビリ)	1割	2,362 円	4,684 円
	2割	4,723 円	9,368 円
	3割	7,085 円	14,053 円
B 6時間以上7時間未満	1割	5,202 円	10,364 円
	2割	7,563 円	15,048 円
	3割	9,925 円	19,733 円

【A・B内訳】 ※支援1:週1回、支援2:週2回

・基本サービス費
・運動器機能向上加算
・サービス提供体制強化加算
・介護職員処遇改善加算Ⅰ
・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
・昼食代※6時間コース対象
要支援1の場合:4日分
要支援2の場合:8日分